

# 液化石油ガス法の基礎シリーズ

## —液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第13回)

—昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」,「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載していますのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第13回目となる6月号では、液化石油ガス法の基礎シリーズのうち、LPガスバルク供給システムの歩み（その2）LPガスバルク供給システム法制化に向けての動きというテーマでLPガスバルク供給システムの普及についての経緯と内容を紹介しています。

### 液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- |      |   |          |      |              |
|------|---|----------|------|--------------|
| 第1回  | 液化石油ガス法の誕生まで（1）   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.6  |
| 第2回  | 液化石油ガス法の誕生まで（2）   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.7  |
| 第3回  | 液化石油ガス法の誕生まで（3）   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.8  |
| 第4回  | 液化石油ガス法の制定理由と規制内容   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.9  |
| 第5回  | 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足                                  | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.10 |
| 第6回  | 液化石油ガス法の運用開始は手探りで   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.11 |
| 第7回  | LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及                                      | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.12 |
| 第8回  | 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等  | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.55 No.1  |
| 第9回  | 一酸化炭素中毒等事故の多発と特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の制定及び液化石油ガス法施行規則の給排気関係基準の強化 | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.55 No.2  |
| 第10回 | 地下街等の保安対策の策定等（静岡駅前ビル地下街のガス爆発事故を受けて）                             | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.55 No.3  |
| 第11回 | ヤマハレクリエーション㈱「つま恋」内レストランでガス爆発事故発生等→料理飲食店等に対する末端閉止弁等に対する保安規制の強化等  | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.55 No.4  |
| 第12回 | LPガスバルク供給システムの歩み（その1）関係業界の取組み                                   | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.55 No.5  |

# LP ガスバルク供給システムの歩み（その2）

## LP ガスバルク供給システム法制化に向けての動き

高圧ガス保安協会

山川 雅美

### 1 LP ガス保安対策の在り方と政府による規制緩和の方向

前号でご紹介したとおり、1985（昭和60）年に高圧ガス保安協会により「LP ガスバルク供給基準」が制定され、通商産業省（現経済産業省）から通達されたものの、なおLP ガスバルク供給システムの普及は遅々としたものであった。この状況が前進することとなったのは、1994（平成6）年4月に通商産業省環境立地局長の諮問機関として「LP ガス保安対策の在り方研究会」（以下、「在り方研究会」という）が設立されたことによる。

在り方研究会では、LP ガス消費者保安を巡る環境の変化を踏まえ、LP ガス消費者保安対策について検討され、1995（平成7）年1月に報告がとりまとめられた。

在り方研究会の主要な検討課題の一つに、当時LP ガスの消費に係る事故が大きく減少しており、これを踏まえて「LP ガス消費者保安を確保するためのさまざまな保安規制を見直していく必要がある」ということがあった。

時を同じくして、政府において1994年度中に「規制緩和推進計画」を策定することとなり、その際、「経済的規制については原則自由・例外規制とし、社会的規制については必要最小限にとどめるため規制の在り方を抜本的に見直すこと」とされた。

また、1994年9月には、政府として「行政改革を進めるに当たっての基本方針」が決定され、すべての規制の見直しをすることが政府の重要な課題となっていた。

在り方研究会報告において、この保安規制の合理化については、供給設備点検・消費設備調査、周知、容器置場、特定供給設備、バルク供給システム、指定製造事業制度について、これまでの事故の減少を踏まえ、規制の見直しの方向が提言されたところである。

### 2 LP ガスバルク供給に関する審議会における検討

在り方研究会報告の内容が、1995年3月の高圧ガス及び火薬類保安審議会に報告され、販売事業者規制の見直し等法令の見直しを具体化するためには、さらに深い検討が必要であると提言され、またきわめて重要性が高いことから、それまでの同審議会の高圧ガス部会の下に位置付けられていた「液化石油ガス消費者保安分科会」による検討ではなく、新たに審議会の独立した部会として「液化石油ガス部会」を設置して検討を行うこととされた。

1995年9月から液化石油ガス部会が設置され、6回の検討が行われ、LP ガスバルク供給システム等についても参加委員の間での活発な議論がなされ、委員間での共通の認識

が次第に形成されていった。1996（平成8）年1月19日に審議会に液化石油部会報告が提出され、本審議会の答申として正式にまとめられた。

### 3 審議会のLPガスバルク供給に関する提言

審議会において検討した結果まとめられた、LPガスバルク供給システムに関する提言は次のとおりである。少々長くなるが、国の基本的な考え方となるので、答申内容の全文を引用する。

「第2部について 第1章 保安規制の合理化 第5節 バルク供給システム

バルク供給システムでLPガスを一般消費者に供給する場合、現行の規制においても実施することが可能である。しかしながら、現行法規は必ずしもバルク供給システムの普及を前提に作られておらず、これまで工業用を除き一般消費者のところでのバルク供給というものはほとんど進められてこなかった。

バルク供給システムは、今後、LPガス流通の合理化、すなわち、より安全に、より安定的に、より安価にというニーズに応じていくために普及が期待されている。

このため現在、バルク供給システムの円滑な導入のために、通産省において平成5年から平成8年までの4年計画で実証試験を実施している（注、高圧ガス保安協会が国からの委託事業として実施）。全国6カ所、約600世帯の消費者に対してバルク供給システムによりLPガスを供給しているが、この実証試験は高圧ガス取締法（当時）及び液化石油ガス法の特認を受け実施している。

すなわち、高圧ガス取締法による製造の許

可、製造方法の規制、容器又は貯槽の規制がかかり、液化石油ガス法においては、供給設備（特定供給設備を含む。）の設置の規制がかかるなど、バルク供給を一般消費者に実施するためには複雑な手続が必要である。

このため、このように2法にまたがった一般消費者等へのバルク供給を実施する場合に、極力これを液化石油ガス法に一元化すべきであるとしている。高圧ガス部会においても、容器規制を除き、一般消費者等へのバルク供給については、液化石油ガス法の規制対象とすべきとされている。

したがって、一般消費者宅に設置された容器に充てんするという高圧ガスの製造行為について、これを液化石油ガス法の対象とし、高圧ガス取締法の適用を除外すべきとの方向が打ち出された。

また、バルクローリから受け入れ容器への充てんという行為は、高圧ガス取締法上は、高圧ガスの製造行為に当たることから、製造保安責任者免状を有する者が行う必要がある。しかしながら一般消費者のところに供給をするとした場合、これまで以上に充てんする事業者というものが増えてくることから、これまでの製造保安責任者免状では対応が難しいこと、さらに一般消費者宅というところでの充てんについては、それに対応した教育等が必要であること等から、充てんする者については一般消費者等へのバルク供給のための資格制度あるいは講習制度というものを設けるべきであるとしている。諸外国においても、資格・講習制度を設けている例があるが、例えばフランスにおいては運転者に5日間の講習を受け試験に合格した者のみ充てんすることを認めている。

さらに、高圧ガスの製造あるいは貯蔵施設

については、保安物件からの保安距離をとる必要があるが、現行の基準は一般消費者へのバルク供給を前提としたものとなっていない。

現在実施している実証試験においては特認により500kgまでの容器又は貯槽については、保安距離は過充てん防止、漏えい防止対策等の必要な安全対策を講じることによって1メートル以上に縮減している。また、バルク供給におけるバルク用の容器について、狭義の容器（通常のLPガスボンベ、シリンダー等）は移動することを前提として規制が作られているが、バルク容器は一度設置するとほとんど移動することがないことから、バルク容器に対応した検査方法、その周期のあり方を検討していく必要があるということである。」

LPガスバルク供給システムの普及に関する課題は、この答申文にほとんど述べられており、これらを解決するために高圧ガス取締法及び液化石油ガス法が、次のとおり改正さ

れることとなったのである。

#### 4 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(法律第14号)（平成8年3月31日公布・一部を除き平成9年4月1日施行）の概要

##### （液化石油ガス法の主な改正内容）

- ① 供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備（バルクローリのことであり、以下「充てん設備」という。）ごとに、管轄の都道府県知事の許可を受けなければならない。充てん設備の変更についても同様とする。（法第37条の4）
- ② 充てん設備の新設、変更については、都道府県知事等の完成検査を受け、所定の基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。（同条）
- ③ ①の許可を受けた者(以下「充てん事業者」

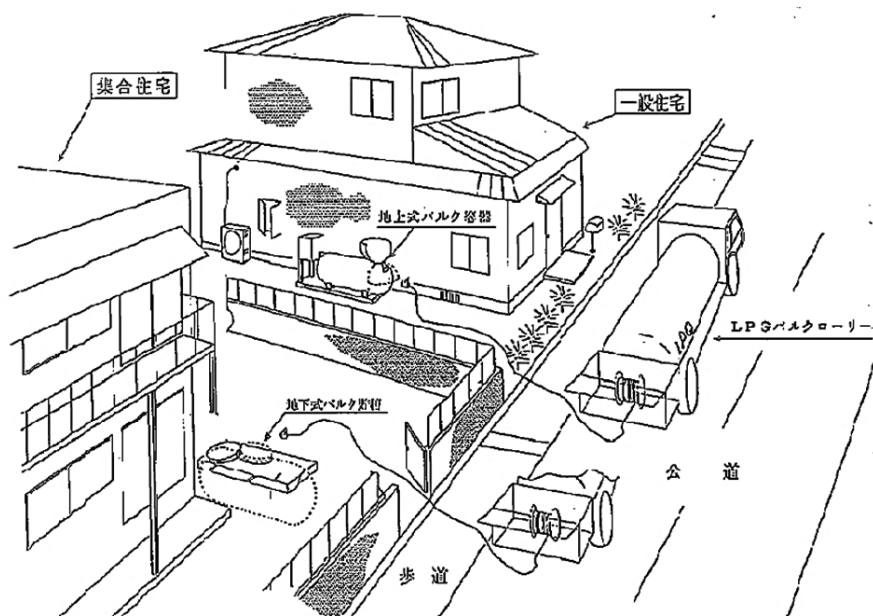


図 バルク供給の概念図



という。)は、その設備が所定の基準に適合するように維持しなければならない。(法第37条の5)

- ④ 充てん事業者は、所定の基準に従って供給設備に液化石油ガスを充てんしなければならない。(同条)
- ⑤ 充てん事業者は、協会等が行う所定の講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への充てんを行わせなければならない。(同条)
- ⑥ 充てん事業者は、充てん設備について、定期的に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。(協会等が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合を除く。)(法第37条の6)

#### (高圧ガス保安法(高圧ガス取締法がこの時の改正で改称されたもの)の主な改正内容)

- ① 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。
  - イ 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。)が、一日百立方メートル(中略)以上である設備(中略)を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。)をしようとする者(冷凍(中略)のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(中略)第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。)(法第5条第1項第1号。\_\_\_部分追加)
  - ロ 冷凍のためガスを圧縮し・・・(以下略)

- ② 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の20日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

イ 高圧ガスの製造の事業を行う者(前項第1号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(中略)第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんする者を除く。)事業開始の日(法第5条第2項第1号。\_\_\_部分追加)

ロ 冷凍のためガスを圧縮し・・・(以下略)

このように、バルク供給に伴う高圧ガスの充填(製造)行為が、高圧ガス保安法の許可・届出事項の規制から外され、液化石油ガス法に新たに充填設備から供給設備への充填行為を都道府県知事の許可にかからしめることにより、バルク供給が液化石油ガス法に一本化され、法的な課題が解消されたのである。

この法改正が施行された1997(平成9)年が実質バルク供給システムの普及元年となった。その後バルク供給の普及が順調に進み、2017(平成29)年3月末時点では、全国の充填事業者数910者、充填設備数2,300台余となって順調に推移している(経済産業省公表)。

#### ▶こぼれ話

LPガスバルク供給の法制化に向けて、バルク貯槽、バルク容器、バルクローリ等に種々の安全装置を取り付けることその他各種安全対策を講じることを前提に、行政・業界挙げて日夜検討を始めようとしていたころ、1994

年12月に、筆者はKHKの液化石油ガス部長を拝命した。LPガス業界がLPガスバルク供給の早期の実現を熱望していることがひしひしと感じられたが、設備の安全面の充実と保安の確保、経済効果とのバランスは微妙で難しい問題であると筆者なりに感じていた。あるとき、実証試験の打ち合わせにLPガス事業者を訪問し、当時業界の重鎮であった社長に挨拶したとき、「バルク供給を進めるためとは言いながら、我々に鎧甲を着たままプールで泳げと言われていたようなものですね。」と、業界にとって二重、三重とも思える安全装置類の重さ、保安対策の厳しさをやんわりと皮肉られたことが忘れられない(バルク供給が本格的に始まった当初、不慣れな安全弁の交換作業に伴う漏えい事故が多発したことを除けば、機器の安全機能の充実により、結果的に幸い重大事故が発生しないまま現在に至っていることで関係者は胸をなでおろしているのではないかと推察しているが…)

また、バルク供給の法制化の最終段階にな

って、バルク貯槽の再検査期間について検討した結果、製造後の経過年数20年で第1回目の再検査を受けることと決まった。このとき、その打ち合わせの場にいた関係者がぐるりとお互いを見回し、はて、20年後ここに居る人が何人残っているだろうかと話し大笑い(?)したことが懐かしい。

その20年が平成29年度に到来したのである。すでに20年検査対応が始まっているが、当時その打ち合わせの場に居合わせた人を含め、バルク供給の実現に一方ならぬ尽力をした関係者の何人かはすでに故人となり、また職を退いていることは時の流れとして仕方のないことではあるが、この文章をしたためつつ、一抹の寂しさを禁じ得ないのである。

#### 参考文献

「高圧ガス及び火薬類保安審議会 高圧ガス部会 液化石油ガス部会答申全文とその解説」  
通商産業省環境立地局保安課編著 平成8年3月1日 石油産業新聞社発行

山川雅美 (やまかわ まさみ)



©MPC